

パブリックコメントへの回答

2009.11.25

システム監査基準研究会

パブリックコメント No.01 :

意見内容：争議・調停・管轄裁判所などについて、オフショア開発特有の考慮点はありませんか？ 理由・修正案：国際間での紛争解決は、国内より困難になるように思えるため。修正案は思い当たりませんが、国際紛争を専門とする法律家を体制にいれるとかでしょうか。

ご回答

ご指摘どおりと思います。以下のように基準を追加いたします。

(1) I 情報戦略 1. 全体最適化 1. 3 全体最適化計画の策定 (2) 全体最適化はコンプライアンスを考慮すること の 11)として「開発課程での国際間の争議・調停等の紛争解決に備えて国内外の管轄裁判所など考慮すること」を追記する。

(2) I 情報戦略 2. 組織体制 2. 1 情報システム化委員会 (1) 全体最適化計画に基づき、委員会の使命を明確にし、適切な権限及び責任を与えること。の、 11)として「国際間のコンプライアンスを考慮し国際紛争を専門とする法律家を体制に加えること」を追記する。

(3) VI 共通業務 5. 委託・受託 5.3 契約(2)コンプライアンスに関する条項を明確にすること。の 5)として「国際紛争解決に備え、調停裁判所を明記すること。」を追記する。

パブリックコメント No.02 :

意見内容：拝見いたしました。気づいた点を記載させていただきます。

■当基準の活用を想定する対象開発プロジェクトの例を記載する必要があるように思います。例えば、コストを下げるため、システムの一部をオフショア開発としているプロジェクトの監査の場合では、CIO が、1.1(1)8)にあげられている内容把握をしている必要があるか、現実的に把握している例があるかが疑問です。

■オフショア開発に対する監査事例はほとんどないと考えるのですが、1.1(1)5)の「文化の違い・・・」の記載のみでは、活用としては不親切ではないかと思えます。”システム管理基準 (for オフショア) の背景・用途と構成”では、失敗の具体的事例が挙げられているので、監査基準にも、”文化の違い”の具体的な監査ポイントが挙げられていてもよいのではないかと感じました。

ご回答

(1) 想定する開発対象は、基本設計などの上流工程を含む全体の開発から、一部の開発

まで、各種の形態を全て含んで想定しています。このため、一部の工程のみのオフショア開発適用の場合は、ご指摘の通り、不要な基準もあります。この場合は当該部分を適用せず、必要な部分のみ選択して適用することを想定しています。

(2) 1. 1 (2) 5) は、リスクマネジメントの際に、まずは「文化の違い」への考慮が必要だと規定しており、個々の具体的な対策は個々の基準の中で具体的に規定しています。ただ、「文化の違い」を多少細かく規定しただけ抽象的であり、何も解決できないため、失敗の事例の背景にある問題に対応した管理策をそれぞれの管理策の中で積み上げてきました。例えば、公の場で質問を控える傾向があるため、仕様の説明を受けて多少不明確なことがあっても質問で確認をせず、納入段階で問題になることを避けるため、 2.(3)7) 仕様は詳細に且つ明確に定義すること。(発注「日本」側の記述方法及び記述内容の問題と受注(オフショア)側での確認の問題)を規定したことや、また、日本人的な美的感覚をそのまま常識とした曖昧さを排除するため、Ⅲ. 2.(3)8)入出力画面の詳細な仕様を明確にすること。例：画面レイアウトルール、色使い・ボタン位置・画面遷移等など、と規定し、さらに生活習慣を考慮して、Ⅵ 2. 2.1(3)16)国際取引先の休日条件を考慮すること。など、様々な管理策に文化の差異からくるリスクを軽減するための考慮をしてあります。また、「文化の違い」をもう少し具体化して、Ⅰ情報戦略 1.1(2) 6) に「文化の相違点の例として当該国固有の考え方や国情の相違、生活・組織・勤務形態の相違、休日の相違等を考慮すること。」を追記しました。

以上